

広島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年三月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道西城比和線	庄原市比和町三河内字三ツ子山六三三番一地从先から庄原市比和町三河内字三ツ子山六三三番一まで	令和四年三月七日